２０２４年８月２日付
ホームページ掲載版

様式第6号（第10条関係）

一般廃棄物処分業許可証

住所　太田市新田反町町131番地
氏名　東金属　株式会社
代表取締役　宮下　徹

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物処分業を許可する。

令和6年7月19日

太田市長　清水　聖義

許可番号	10
氏名又は名称	東金属　株式会社
住所及び代表者氏名	太田市新田反町町131番地 代表取締役　宮下　徹
営業所の所在地	太田市新田反町町131番地、太田市新田木崎町1404番地9
一般廃棄物の種別	ごみ（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず） 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機（乾燥機含む））、小型家電、粗大ごみ、災害廃棄物
新規又は更新の区分	更新
許可の有効期間	令和6年7月20日　から　令和8年7月19日　まで
許可の条件	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を遵守すること。 ・中間処理（破砕・圧縮）に限る。 ・粗大ごみ、災害廃棄物は一般廃棄物処理施設許可証別紙1に記載の廃棄物に限る。